

# 2020年版「税務手帳」追録

---

(令和2年6月1日現在)

**編集 日本税理士会連合会**

東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館8階  
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

**発行 株式会社 中央経済社**



# 目 次

## ● 令和2年度主要税制改正項目一覧表

① 法人税 .....	2
② 所得税 .....	18
③ 相続税・贈与税 .....	21
④ 消費税 .....	21
⑤ 納税環境整備 .....	22

● 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置 .....	23
--	----

● 都道府県別健康保険料率 .....	30
---------------------	----

## ● 令和2年度税制改正

### ① 法人税

---

#### 1. オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものが、令和2.4.1から令和4.3.31までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

#### 2. 交際費等の損金不算入制度の見直し

交際費等の損金不算入制度について、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上、その適用期限を2年延長する。

また、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

#### 3. 5G投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定事業者に該当するものが、同法

の施行の日から令和4.3.31までの間に、特定高度情報通信  
用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した  
場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、  
30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができるこ  
ととする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法  
人税額の20%を上限とする。

#### 4. 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付 制度の不適用措置

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制  
度の不適用措置について、設備廃棄等欠損金額の特例を廃止  
した上、不適用措置の適用期限を2年延長する。

#### 5. 連結納税制度の見直し

##### (1) 損益通算及び欠損金の通算

連結納税義務者に関する規定並びに連結所得の金額及び  
連結法人税額の計算に関する規定を削除するとともに、次  
の措置を講ずる。

##### ① 損益通算（法法64の5）

イ 通算法人の所得事業年度終了の日において通算完全  
支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年  
度において通算前欠損金額が生ずる場合には、その通  
算法人のその所得事業年度の通算対象欠損金額は、そ  
の所得事業年度において損金の額に算入し、通算法人  
の欠損事業年度終了の日において通算完全支配関係が  
ある他の通算法人の同日に終了する事業年度において  
通算前所得金額が生ずる場合には、その通算法人のそ  
の欠損事業年度の通算対象所得金額は、その欠損事業  
年度において益金の額に算入する。

ロ 通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額が期限内申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された通算前所得金額又は通算前欠損金額を上記イの通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなして上記イの計算をする。

② 欠損金の通算（法法64の7）

イ 通算法人の欠損金の繰越控除の適用を受ける事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額はその通算法人の特定欠損金額と各通算法人の欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額（以下「非特定欠損金額」という。）の合計額を各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の比で配分した金額との合計額とし、繰越控除はそれぞれ次に掲げる金額を限度とする。

(イ) 各通算法人の損金算入限度額の合計額を各通算法人の特定欠損金額のうち欠損金の繰越控除前の所得の金額に達するまでの金額の比で配分した金額

(ロ) 各通算法人の特定欠損金の繰越控除後の損金算入限度額の合計額を各通算法人の配分後の非特定欠損金額の比で配分した金額

ロ 他の通算法人の当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に添付された書類に当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額として記載された金額と異なる場合には、その記載された金額を当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額とみなす。

ハ 通算法人の当該事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に添付された書類に当該

事業年度の損金算入限度額又は過年度の欠損金額として記載された金額と異なる場合には、欠損金額及び損金算入限度額で期限内申告において他の通算法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その通算法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。

ニ 通算制度の開始又は通算制度への加入前の欠損金額及び下記(3)②ロ及びハにより損益通算の対象外とされた欠損金額を特定欠損金額とする。

(注) 下記(2)(注)により通算承認があったものとみなされた内国法人については、連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額を特定欠損金額とみなす。

③ 通算事業年度のいずれかについて修正申告又は更正がされる場合において、通算事業年度の全てについて、期限内申告における所得の金額が零又は欠損金額がある等の要件に該当するときは、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しない。

④ 税務署長は、通算法人の所得の金額等の計算につき上記①ロ並びに②ロ及びハ等を適用したならば離脱法人に欠損金があることとなる等の事実が生じ、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しないことができる。

## (2) 損益通算及び欠損金の通算のための承認

① 通算制度の承認については、適用法人につき次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とする（法64の9）。

イ 青色申告の承認の取消しの通知を受けた法人でその通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

- ロ 青色申告の取りやめの届出書の提出をした法人でその提出日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
- ② 通算制度の適用方法並びに承認の失効及び適用の取りやめの方法について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする（法法64の9、64の10）。
- イ 親法人の設立事業年度の翌事業年度から通算制度を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある場合及び設立事業年度が3月以上の場合には適用できないこととする。
- ロ 承認の却下事由に、備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることを加える。
- ハ 青色申告の承認の取消しの通知を受けた場合には、その通知を受けた日から通算承認は効力を失うものとし、通算制度固有の取消事由を設けないこととする。
- (注) 令和4.3.31において連結親法人に該当する内国法人及び同日の属する連結親法人事業年度終了の日において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人は、同日の翌日において通算承認があったものとみなす等の経過措置を講ずる。なお、連結親法人が同年4.1以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、当該連結親法人及びその連結子法人は、通算制度を適用しない法人となることとすることができる。

(3) 資産の時価評価等



① 通算制度の開始又は通算制度への加入に伴う資産の時価評価について、対象外となる法人（以下「時価評価除外法人」という。）を次の法人とする（法法64の11、64の12）。

イ 通算制度の開始に伴う資産の時価評価の対象外となる法人

(イ) いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれている親法人

(ロ) 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれている子法人

ロ 通算制度への加入に伴う資産の時価評価の対象外となる法人

(イ) 通算法人が通算親法人による完全支配関係がある法人を設立した場合におけるその法人

(ロ) 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人

(ハ) 加入直前に支配関係がある法人で、次の要件の全てに該当する法人

a 通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれていること

b 加入直前の従業員の総数のおおむね80%以上に相当する数の者がその法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること

c 加入前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること

(ニ) 通算親法人又は他の通算法人と共同で事業を行う場合に該当する法人

② 時価評価除外法人の通算制度の開始又は通算制度への加入前の資産の含み損等について、次の措置を講ずる（法

法64の6、64の14)。

イ 支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合には、通算承認の効力発生日等からその効力発生日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのいずれか早い日までの間に生ずる特定資産譲渡等損失額を損金不算入とする。

ロ 多額の償却費の額が生ずる事業年度に該当する場合には、通算承認の効力発生日からその効力発生日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのいずれか早い日までの期間内の日の属するその事業年度に生じた欠損金額について、損益通算の対象外とする。

ハ 上記イ又はロのいずれにも該当しない場合には、通算承認の効力発生日からその効力発生日以後3年を経過する日と支配関係発生日以後5年を経過する日とのいずれか早い日までの間に生じた欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額について、損益通算の対象外とする。

(注) 次の法人については、上記②の対象外とする。

(イ) 親法人との間（親法人にあっては、いずれかの子法人との間）に支配関係が5年超ある法人

(ロ) 他の通算法人と共同で事業を行う場合に該当する法人

③ 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価

通算法人で通算制度の取りやめ等により通算承認の効力を失うものが次に掲げる要件に該当する場合には、それぞれ次の資産については、その効力を失う直前の事業年度（以下「通算終了直前事業年度」という。）において、時価評価により評価損益の計上を行う（法64の13）。

イ 通算終了直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないこと（その終了の時に有する資産の価額がその終了の時に有する資産の帳簿価額を超える一定の場合を除く。）固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち評価損益の計上に適しない一定のものを除く。）

ロ その通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において通算終了直前事業年度終了の時にその株式又は出資の譲渡等による損失が生ずることが見込まれていること（上記イに該当する場合を除く。）帳簿価額が10億円を超える上記イの資産のうち譲渡等による損失が生ずることが見込まれているもの

#### (4) 事業年度

通算子法人の事業年度については、次の見直しを行うほか、通算親法人の事業年度開始の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の事業年度はその開始の日を開始するものとし、通算親法人の事業年度終了の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の事業年度はその終了の日を終了するものとする等、連結納税制度と同様に、通算親法人の事業年度に合わせた事業年度とする（法法14）。

- ① 事業年度の中で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置を加える。
- ② 離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する。

(5) その他の所得金額の計算

① 税効果相当額の授受

内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、損金の額及び益金の額に算入しない（法法26, 38）。

(注) 上記の「通算税効果額」とは、通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいう。

② 利益・損失の二重計上の防止

イ 通算法人が有する他の通算法人（通算親法人を除く。）の株式又は出資の評価損益及び他の通算法人（通算親法人を除く。）の株式又は出資の当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡損益を計上しない。

ロ 通算制度の開始又は通算制度への加入をする法人（親法人を除く。）で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれていないものの株式又は出資を通算制度の開始直前又は通算制度への加入時に有する内国法人は、その株式又は出資について、時価評価により評価損益を計上する。

(注) 損益通算を行わない一定の法人の株式又は出資については、上記イ及びロを適用しない。

③ 通算法人又は他の通算法人が外国税額控除制度の適用を受ける場合には、当該通算法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（法法41）。

④ 欠損金の繰越控除制度

イ 時価評価除外法人以外の法人の通算制度の開始又は通算制度への加入前の欠損金をないものとする事とする。

- ロ 時価評価除外法人（上記(3)②（注）(イ)及び(ロ)の法人を除く。）が支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生日の属する事業年度（以下「支配関係事業年度」という。）前の事業年度において生じた欠損金額及び支配関係事業年度以後の事業年度において生じた欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額をないものとする。
- ハ 通算法人における更生法人等の判定は各通算法人について行うこととし、他の通算法人のいずれかが新設法人に該当しない場合には新設法人に該当しないこととする。
- （注） 上記(2)（注）により通算承認があったものとみなされた通算親法人が令和4.4.1前に開始した事業年度において更生法人等に該当していた場合には他の通算法人についても更生法人等に該当するものとする等の経過措置を講ずる。
- ⑤ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、次の措置を講ずる（法法59）。
- イ 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算入できる制度について、通算法人の控除限度額は、その通算法人の損益通算及び欠損金の繰越控除前の所得の金額と各通算法人の損益通算及び欠損金の繰越控除前の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額とする。
- ロ 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度

について、通算法人の控除限度額は、その通算法人の損益通算及び欠損金の繰越控除後の所得の金額とする。

ハ 損金算入の対象となる債務免除等の金額について、債務免除に係る債権を有する者等から除かれている法人を、適用年度終了の日が通算親法人の事業年度終了の日である通算法人に係る他の通算法人で同日にその事業年度が終了するものとする。

⑥ 譲渡損益調整資産及びリース取引に係る延払損益

イ 通算制度の開始又は通算制度への加入前の譲渡損益調整資産の譲渡損益及びリース取引に係る延払損益で繰り延べているものについては、連結納税制度と同様に、時価評価除外法人に該当する場合を除き、その繰り延べている損益の計上を行う。

ロ 通算制度からの離脱前の譲渡損益調整資産の譲渡損益及びリース取引に係る延払損益で繰り延べているものについては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(イ) 上記(3)③イに該当する場合 その繰り延べている譲渡損益及び延払損益（少額であるもの等を除く。）の計上を行う。

(ロ) 上記(3)③ロに該当する場合 譲渡損益調整資産の譲渡損失で繰り延べているものの金額が10億円を超えるもので、かつ、譲渡損益調整資産の譲受法人において譲渡等の事由が生ずること等が見込まれている場合におけるその譲渡損失の計上を行う。

(6) 税額の計算

① 税率

税率は、各通算法人の適用税率による。なお、中小法

人の軽減税率の適用対象となる所得の金額は、年800万円を各通算法人の所得の金額の比で配分した金額とする（法法66）。

（注） 上記の配分は、各通算法人の所得の金額が期限内申告書に所得の金額として記載された金額と異なる場合には、各通算法人の所得の金額の合計額が年800万円以下である場合並びに上記(1)③及び④の適用がある場合を除き、期限内申告書に所得の金額として記載された金額を各通算法人の所得の金額とみなして計算する。

② 特定同族会社の特別税率について、所得基準の基礎となる所得の金額は各通算法人の損益通算前の所得の金額とし、留保金額の計算上受取配当等の益金不算入額のうち他の通算法人から受ける配当等に係る金額はないものとする等の調整を行う（法法67）。

③ 外国税額控除制度について、次の措置を講ずる（法法69）。

イ 通算法人の事業年度の税額控除額が期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額と異なる場合には、その記載された金額を当該事業年度の税額控除額とみなす。

ロ 過年度の税額控除額が過年度の期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を超える場合又は下回る場合には、その差額に相当する金額を進行年度の法人税の額から控除し、又は法人税の額に加算する。

ハ 通算法人又は他の通算法人が税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることにより法人税の負担を減少させる場合等

の要件に該当するときは、上記イ及びロを適用しない。

(7) 申告、納付及び還付

- ① 通算法人の法人税の申告については、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととする（法法75の4）。
- ② 中間申告については、清算中の通算子法人を対象とすることとし、通算子法人にあっては、通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日において通算完全支配関係がある場合に中間申告をしなければならないこととした上、通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある通算子法人は中間申告を要しないこととする（法法71）。
- ③ 仮決算による中間申告については、通算子法人の中間期間は当該事業年度開始の日から通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間とし、他の通算法人のいずれかが仮決算による中間申告を行わなかった場合には、中間申告をすべき法人であるかどうかに応じて、前期実績額による中間申告を行った、又は中間申告を行わなかったものとみなす（法法72）。
- ④ 通算法人の申告については、連結納税制度と同様に、申告期限の延長特例による延長期間を原則2月とする（法法75の2）。

(注) 上記(2)(注)により通算承認があったものとみなされた親法人が令和4.3.31の属する連結事業年度において申告期限の延長を受けていた場合には、その親法人及び各子法人は、その連結事業年度終了の日の翌日に通算完全支配関係を有しなくなった法人を除き、同



日において延長がされたものとみなす経過措置を講ずる。

- ⑤ 災害等により決算が確定しない場合等の申告期限の延長及び上記④の延長特例の申請は通算親法人が行うものとし、通算親法人に延長処分があった場合における通算子法人及び上記④の延長特例を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった内国法人は、申告期限が延長されたものとみなす（法法75、75の2）。
- ⑥ 通算法人について、通算承認が効力を失った場合には、その効力を失った日以後に終了する事業年度について、上記④の延長の処分は効力を失う（法法75の2）。
- ⑦ 国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合には、他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする（法法72の2、75の3）。
- ⑧ 欠損金の繰戻しによる還付制度について、次の措置を講ずる（法法80）。

イ 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各通算法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。災害損失欠損金額についても同様とする。

(注) 上記(3)②ロ及びハにより損益通算の対象外とされる欠損金額は、配分の対象としない。

ロ 解散等の場合の還付請求の特例について、通算法人における対象となる事由は、通算親法人の解散（適格合併による解散を除く。）、通算子法人の破産手続開始の決定による解散及び各通算法人の更生手続開始等とする。

## (8) 中小法人の判定

次の制度における中小法人の判定について、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、その通算法人である普通法人は中小法人に該当しないこととする（法法52, 57, 66, 67）。

- ① 貸倒引当金制度
- ② 欠損金の繰越控除制度
- ③ 軽減税率
- ④ 特定同族会社の特別税率

## (9) 租税回避行為の防止

通算法人又は他の通算法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その通算法人に係る課税標準、税額等を計算すること等ができる（法法132の3）。

## (10) 青色申告

青色申告制度について次の見直しを行う。

- ① 青色申告の承認を受けていない内国法人が通算承認を受けた場合には、青色申告の承認があったものとみなすこととする（法法125）。
- ② 通算法人に対する国税庁長官、国税局長及び税務署長による帳簿書類についての必要な指示について、連結納税制度と同様とする（法法126）。
- ③ 通算法人が青色申告の承認を取り消される場合には、取消しの効果は遡及しないこととする（法法127）。
- ④ 通算法人は、青色申告の取りやめをできないこととする（法法128）。

(11) 雑則，罰則等

- ① 通算親法人が，他の通算法人の法人税の申告に関する事項の処理として，申告書記載事項又は添付書類記載事項を，電子情報処理組織を使用する一定の方法により提供した場合には，当該他の通算法人は，これらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供したものとみなす（法法150の3）。
- ② 通算法人は，他の通算法人の法人税について連帯納付の責めに任ずる（法法152）。
- ③ 罰則，徴収の所轄庁等について，連結納税制度と同様の措置を講ずる（法法152，159）。

(12) 通算制度への移行にあわせた見直し

- ① 受取配当等の益金不算入制度について，次の見直しを行う（法法23）。
  - イ 関連法人株式等に係る負債利子控除額を，関連法人株式等に係る配当等の額に係る利子相当額として一定の金額とする。
  - ロ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については，完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定（現行：連結納税制度において連結法人の有する株式等につき判定）を行うこととする。
- ② 寄附金の損金不算入制度について，寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について，資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする（法法37）。
- ③ 貸倒引当金制度について，完全支配関係がある他の法人（現行：連結完全支配関係がある連結法人）に対して有する金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する（法法52）。

(注) 上記の改正は、別段の定めがあるものを除き、令和4.4.1以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

## ② 所得税

---

### 1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間が令和24.12.31まで5年間延長された。
- (2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置を創設し（令和6.1.1から勘定設定可能）、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることとされた。

### 2. ひとり親控除の創設

居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で一定のもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされた。

- ① その者と生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子を有すること
- ② 合計所得金額が500万円以下であること
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと

(注) 令和2年分以後の所得税について適用する。

### 3. 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、現行の寡

婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組された。

- ① 扶養親族を有する寡婦は、合計所得金額が500万円以下であることとする
- ② その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこととする

(注) 令和2年分以後の所得税について適用する。

#### 4. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し

(1) 非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者が除外された。

- ① 留学により非居住者となった者
- ② 障害者
- ③ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(2) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって上記(1)の①又は③に該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、上記(1)の①又は③に該当する者であることを明らかにする書類を提出等し、又は提示しなければならないこととされた。

(注) 令和5.1.1以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用する。

#### 5. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

(1) 個人が、都市計画区域内にある低未利用土地等であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年

1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（その個人の配偶者その他その個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価として一定の金額が500万円を超えるものを除く。）を令和2.7.1から令和4.12.31までの間にした譲渡（譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限る。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。

- (2) 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年において上記(1)の適用を受けている場合には、その低未利用土地等について上記(1)の適用はできない。

## 6. 配偶者居住権及び配偶者敷地利用権の消滅と取得費の計算

配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者敷地利用権」という。）について、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」という。）についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とするなどとされた。

(注1) 居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日からその設定の日までの期間に係る減価の額を控除する。

(注2) 配偶者居住権割合とは、その配偶者居住権の設定の時に於ける配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額に相当する金額の居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいう。

### ③ 相続税・贈与税

---

#### 1. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例適用農地等の範囲に、三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地で、地区計画農地保全条例による制限を受ける一定の地区計画の区域内にあるものを加えることとする。

### ④ 消費税

---

#### 1. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限については、当該課税期間の末日の翌日から3月以内とする。

(注) 令和3.3.31以後に終了する事業年度終了の日の属する課税期間について適用する。

## 2. 消費税の仕入税額控除制度の計算の適正化

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しを行うこととする。

- (1) 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除制度を適用しないこととする。
- (2) 上記(1)により仕入税額控除制度を適用しないこととされた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について、当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間（以下「第3年度の課税期間」という。）の末日までの間に当該居住用賃貸建物を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、当該居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に一定の方法により計算した課税賃貸割合又は課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該第3年度の課税期間又は当該譲渡をした日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。  
(注) 上記の改正は、令和2.10.1以後の居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について適用する。

## 5 納税環境整備

---

### 1. 国外財産調書制度等の見直し

国外財産調書制度について、税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重することとする。

国外で行われた取引等について、納税者が必要な資料を提



示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合、除斥期間にかかわらず、当該要請から3年間は更正・決定できることとする。

## 2. 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引き下げる。

# ● 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 における税制上の措置

※ 関連する税法上の取扱いについては、国税庁ホームページ等により最新の情報をご確認ください。

## 1 国税

---

### ・納税の猶予の特例

税務署長等は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2.2.1以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合において、納期限が同日以後に到来する国税を一時に納付することが困難であると認められるときは、納期限までにされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その納税を無担保かつ延滞税なしで猶予することができる特例措置を講ずることとする。

(注) この法律の施行の日(令和2.4.30)から2月を経過した日前に納付すべき国税について、この法律の施行の日から2月を経過する日までに申請がされた場合には、上記の特例を適用できることとする。

・ 給付金の非課税等

市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては所得税を課さないこととし、当該給付金の給付を受ける権利は国税の滞納処分により差し押さえることができないこととする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される一定の給付金
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される一定の給付金

・ 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例

個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、放棄払戻請求権相当額又は特定放棄払戻請求権相当額については、寄附金控除又は所得税額の特別控除の適用ができることとする。

(注1) 放棄払戻請求権相当額及び特定放棄払戻請求権相当額は、20万円を超える場合には20万円とする。

(注2) 入場料金等払戻請求権の行使を令和2.2.1から一定の日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して一定の期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、上記の特例を適用できることとする。

・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

- (1) 既存住宅の取得をし、かつ、特例増改築等をした個人が、

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該既存住宅を令和3.12.31までにその者の居住の用に供したとき（当該特例増改築等の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用できることとする。

- (2) 要耐震改修住宅の取得をし、かつ、耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を令和3.12.31までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用できることとする。
- (3) 住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により特例取得をした家屋を令和2.12.31までにその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該家屋を令和3.1.1から同年12.31までの間にその者の居住の用に供したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。

- ・大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付  
法人の令和2.2.1から令和4.1.31までの間に終了する各

事業年度において生じた欠損金額については、次の法人を除き、租税特別措置法に規定する中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置（以下「不適用措置」という。）を適用しないこととする。

- (1) 規模法人（次の法人をいう。以下同じ。）
  - ① 資本金の額等が10億円を超える法人
  - ② 保険業法に規定する相互会社
- (2) 大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人
- (3) 複数の完全支配関係がある大規模法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている普通法人
- (4) 投資法人
- (5) 特定目的会社

(注) 上記の各事業年度（清算中に終了する事業年度を除く。）分の法人税につき確定申告書を令和2.7.1前に提出した法人（不適用措置の対象とならない法人を除く。）のその各事業年度において生じた欠損金額については、令和2.7.31までに納税地の所轄税務署長に対して還付請求書を提出することにより、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できることとする。

・消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2.2.1以後に事業としての収入の著しい減少があった事業者が、その収入の著しい減少があった課税期間以後の課税期間について、事業者免税点制度を適用すること又は不適用とすることが必要となった場合において、税務署長の承認を受けたときは、課税事業者選択届出書等を

本来の期限までに提出したものとみなす等の特例措置を講ずることとする。

・特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税

公的貸付機関等又は銀行等の金融機関が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して当該影響を受けたことを条件として行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借契約書については、印紙税を課さないこととする。

(注) 印紙税を課さないこととする消費貸借契約書でこの法律の施行の日の前日までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税を過誤納金とみなすこととする。

## 2 地方税

---

・徴収の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

(注) 本特例は、令和2.2.1から令和3.1.31までに納期限が到来する地方税について適用する。施行日前(令和2.4.30)に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2.12末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- (2) 一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- (3) 令和3.12末までの間に(2)の住宅に入居していること

また、所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

・イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応  
所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。

税額控除割合：道府県民税4％，市町村民税6％\*（合計最大10％）

※ 指定都市に住所を有する者については、道府県民税2％，市民税8％

(注) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限とする。

・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等\*（原則として業種限定せず）を対象とし、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1、又はゼロとする。

※ 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(注) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同時期と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロ。

# 都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（令和2年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	10.41	12.20	滋賀県	9.79	11.58
青森県	9.88	11.67	京都府	10.03	11.82
岩手県	9.77	11.56	大阪府	10.22	12.01
宮城県	10.06	11.85	兵庫県	10.14	11.93
秋田県	10.25	12.04	奈良県	10.14	11.93
山形県	10.05	11.84	和歌山県	10.14	11.93
福島県	9.71	11.50	鳥取県	9.99	11.78
茨城県	9.77	11.56	鳥根県	10.15	11.94
栃木県	9.88	11.67	岡山県	10.17	11.96
群馬県	9.77	11.56	広島県	10.01	11.80
埼玉県	9.81	11.60	山口県	10.20	11.99
千葉県	9.75	11.54	徳島県	10.28	12.07
東京都	9.87	11.66	香川県	10.34	12.13
神奈川県	9.93	11.72	愛媛県	10.07	11.86
新潟県	9.58	11.37	高知県	10.30	12.09
富山県	9.59	11.38	福岡県	10.32	12.11
石川県	10.01	11.80	佐賀県	10.73	12.52
福井県	9.95	11.74	長崎県	10.22	12.01
山梨県	9.81	11.60	熊本県	10.33	12.12
長野県	9.70	11.49	大分県	10.17	11.96
岐阜県	9.92	11.71	宮崎県	9.91	11.70
静岡県	9.73	11.52	鹿児島県	10.25	12.04
愛知県	9.88	11.67	沖縄県	9.97	11.76
三重県	9.77	11.56			

- \* 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.79％）が加わります。上記表の右欄になります。
- \* 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- \* 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。